久米南町立学校における

働き方改革ワークスタイルプラン

～教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画～

（ 第３次 ）

令和８年３月

久米南町教育委員会

1　はじめに

令和７年６月「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）等の一部を改正する法律」が公布された。この改正は、深刻化する教員不足への対応や長時間労働が問題視されてきた学校現場の「働き方改革」を加速させ、教育の質を向上させることを目的としたものである。

教育職員の「働き方改革」に関しては、文部科学省は、平成３１年１月に学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、服務監督権者である各教育委員会に対し、本ガイドラインを参考に所管内の公立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針等を策定するよう求めるなど、教育職員の「働き方改革」を推進してきた。

しかし、学校や子どもたちを取り巻く環境が多様化・複雑化している中で、教育職員の長時間にわたる時間外業務が未だ課題となっている。こうした現状や給特法の改正を踏まえ、文部科学省は令和７年１０月に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を改正し、服務監督教育委員会に業務量管理・健康確保措置実施計画の作成を義務付けた。（令和８年４月１日から適用）

教育職員が心身の健康を保ちながら、専門性を発揮し、児童生徒への教育に活き活きと専念できる環境を整えることは、学校教育の質を向上させ、学校を誰もが通いたくなる魅力的な場所にするとともに、「全ての子どもたちへのよりよい教育」の実現につながると考える。そのためにも教育職員の「働き方改革」のより一層の推進が求められている。

岡山県教育委員会は、平成２９年６月に「岡山県教育委員会働き方改革プラン」を策定、令和元年９月に「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、教育の質の向上と児童生徒の豊かな成長を持続的に進めることができるよう、「※超勤４項目」以外の業務も含めて勤務時間の把握を行い、業務の削減や勤務環境の整備を進めることを市町村教育委員会に通知した。

「※超勤４項目」
①校外実習その他生徒の実習に関する業務
②修学旅行その他学校の行事に関する業務
③職員会議に関する業務
④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し、緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

また、令和４年度から令和６年度までの３年間で時間外在校等時間を現状よりも１５％（中学校は３３％）以上削減することを目標とした「令和４～６年度 学校における働き方改革 重点取組」を策定し、業務の平準化と精選、業務の効率化と環境整備、部活動の計画的な実施を重点取組として取り組んだ。

さらに、令和７年度から令和１０年度までの３年間で月当たりの時間外在校等時間が４５時間以内となっている教員の割合を１００％にすることを目標とした「令和７～１０年度 学校における働き方改革 重点取組」を策定し、業務等の見直し、校務 DX の推進、部活動指導に関わる負担の軽減、外部人材の活用を重点取組とし

て、教育職員の働き方改革を推進しているところである。

久米南町教育委員会では、岡山県教育委員会が策定した「岡山県教育委員会働き方改革プラン」等を参酌しつつ、久米南町立学校において、より実体的かつ実効性のある「働き方改革」の取組を推進するため、令和２年３月に「久米南町立学校における働き方改革ワークスタイルプラン（第１次　令和２年度～令和４年度）」を、令和５年３月に「久米南町立学校における働き方改革ワークスタイルプラン（第２次　令和５年度～令和７年度）」策定し、働き方改革を推進してきた。

その結果、下表の通り久米南町立小中学校教育職員全体の月平均時間外在校等時間は、令和２年度が３９．８時間であったが、令和６年度は３２．３時間に縮減されるとともに、月平均時間外在校時間等が４５時間を超えた教育職員の割合も年々減少している。全体として取組の成果が表れていると考えられる。

＜久米南町における月平均時間外在校時間等の年度別推移＞

（単位：時間）

年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
小学校	35.3	34.1	28.6	25.9	26.3
中学校	49.0	44.5	47.6	50.4	46.0
全体	39.8	37.4	34.5	33.3	32.3

※　管理職及び町費常勤講師を含む

＜久米南町における月平均時間外在校時間等が
４５時間を超えた教育職員の割合の年度別推移＞

（単位：％）

年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
小学校	32.8	30.3	18.1	11.1	10.2
中学校	59.8	46.5	56.1	55.7	54.7
全体	41.8	35.5	30.0	24.8	24.6

※　管理職及び町費常勤講師を含む

しかしながら、小学校教育職員と中学校教育職員の平均時間外在校時間には差があり、中学校では、教育職員の月平均時間外在校時間が４５時間を超えている実態がある。中学校では部活動へ関わる教育職員も多く、そうした実態の要因の一つと考えられる

また、令和７年度に県が実施した教育職員への勤務実態調査における意識調査では、『働きやすさ』を「感じている」と回答した久米南町立学校の教育職員の割合は

９３．１％、『働きがい』を「感じている」と回答した教育職員の割合は８９．７％だった。『時間を意識した働き方』にはすべての教育職員が「意識している」と回答していたが、『授業準備の時間』は「取れていない」と回答した教育職員の割合は４５．５％であった。担当している『業務への負担感』は「感じている」と回答した教育職員の割合が４１．４％であった。負担に感じている業務については小学校では『児童生徒の指導にかかわる業務』の割合が最も高く、中学校では『部活動』の割合が最も高かった。

令和７年度は、「久米南町立学校における働き方改革ワークスタイルプラン（第２次）」の改訂期である。その改訂にあたっては、第２次ワークスタイルプランの検証だけでなく「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）等の一部を改正する法律」及び「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」と岡山県教育委員会策定の「令和７～１０年度　学校における働き方改革重点取組」の趣旨等も踏まえて行っていく必要がある。

また、実際に久米南町立学校においては、取り組むことが可能である業務改善の内容について、協議・検討を重ねながら、久米南町教育委員会と町立学校が一体となって連携を図ることにより真の「働き方改革」が推進できるとの考え方を共通の認識としてきたが、引き続きその共通認識を確認し取組に活かしていきたい。

２　ワークスタイルプランの第３次取組期間と目標の設定

（１）取組期間及び対象とする教育職員

久米南町立学校におけるワークスタイルプランの第３次取組期間は、令和８年度から令和１０年度までの３年間とする。

また本計画における「教育職員」とは校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、常勤講師、養護助教諭とし、町費を含むものとする。

（２）目標の設定

久米南町教育委員会は、久米南町立小中学校における「働き方改革」を進めるため、地域や学校の実情に応じた取組を主体的に実施してきたが、国や県の方針及び町立学校教育職員の実態等を踏まえ、次の通り目標を設定する。

① 時間外在校等時間に関する目標

●月当たりの時間外在校等時間が４５時間以内になっている教育職員の割合を令和１０年度までに１００％にする。

※すべての教育職員がすべての月で４５時間以内となっている状況

●１年間における月当たりの時間外在校等時間の全体平均時間を令和１０年度までに３０時間以内にする。

※教育職員全体の平均が３０時間以内になっている状況

② ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

●県が実施する勤務実態調査において「現在、仕事に『働きやすさ』を感じている」と回答した教育職員の割合８０％以上を維持する。
●県が実施する勤務実態調査において「現在、仕事に『働きがい』を感じている」と回答した教育職員の割合８０％以上を維持する。

３「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

岡山県教育委員会が作成する「岡山県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を参考に、目標達成に向けて、次に掲げる内容に取り組む。

（１）学校以外が担うべき業務に関する取組

① 地域との協働による学校を応援・支援する体制づくり

久米南町子ども応援運営委員会を中心とした地域の子どもたちを地域で育む体制づくりを促進する。

また、学校運営協議会（コミュニティスクール）を立ち上げ、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制を整えるとともに、教育職員の「働き方改革」を支えてくださるように理解を図る。

各学校においては、地域の力を学校の教育活動に生かすことを目指し、地域住民や団体等が参画し、それぞれがつながりをもちながら地域と学校が目標を共有して行う双方向の「連携・協働」の体制づくりを進める。特に登下校時の通学路の日常的な見守り活動等、安全に関する取組を推進する。

児童・生徒が補導された場合の引き取り等の対応については、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識の共有を図っていく。

② 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

生徒指導上の諸問題が深刻化し、学校だけでは解決が困難な事案や児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなど緊急な対応が必要な事案等が発生した場合は、久米南町教育委員会で支援を行う。

また、新型コロナウイルス感染症等による感染拡大の恐れがある事案など緊急な対応が必要な事案等が発生した場合は、久米南町教育委員会で支援を行う。

（２）教師以外が積極的に参画すべき業務に関する取組

① 調査・統計等への回答

各種調査において、ＣＢＴでの実施可能なものについては積極的に取り組むとともに、アンケート調査についてはフォームを利用するなどして教職員の作業負担の軽減を図る。また、調査の内容によっては教育委員会で回答し、学校負担の軽減を図る。

② 部活動の指導

引き続き、部活動休養日の実施や活動時間の制限、複数顧問の配置を行うとともに、久米南町部活動検討委員会が示した以下の計画に沿って取組を推進する。

○令和１０年度より休日の部活動は行わない。（大会等がある場合を除く）
○令和１１年度より平日の部活動を廃止
○部活動の地域展開に伴い、中学生を受け入れてくれる団体などのリストを作成・配布
○地域移行（展開）が進んでいる活動については早めの移行可

国や県、近隣自治体の動向を見定めながら関係団体や関係機関等との協議を進めていく。また、部活動指導員については、部活動が廃止されるまでは、学校の要望に応じ、岡山県教育委員会の補助金を活用しながら配置を進める。

（３）教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務に関する取組

① 学校課題に応じた専門スタッフ等の導入

○複式解消に向けた町費講師の配置
○スクールカウンセラー（ＳＣ）及びスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の配置
○発達障害者支援コーディネーターの活用
○ＩＣＴ支援員の配置
○岡山県教育委員会や岡山県総合教育センターが実施するスクールサポートスタッフを含めた専門スタッフ等の導入

② 学校行事の精選及び教育課程の見直し

文部科学省が提示した「全国の学校における働き方改革事例集」（令和５年３月改訂）等を参考として、学校行事の精選及び内容の見直しの取組を一層推進する。各学校の教育課程における年間総授業数や週当たりの授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるように設定する。

③ デジタル技術の活用による校務の負担軽減

○統合型校務支援システムの継続
○ＡＩドリルの活用
○共有フォルダの作成　教材共有の推進
○ＭＥＸＣＢＴ・学習用 e-ポータルの活用
○学習支援ソフトの導入・活用
○デジタル教科書の活用
○授業、会議、研修等のオンライン化

（４）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を順守するとともに、次の内容に取り組む。

① 年次休暇の計画的な取得の促進

仕事と余暇のバランスのとれた豊かな生活の実現、時間管理意識の醸成を図るため、年次休暇の計画的な取得を促進する。

② 学校閉庁日の設定

学校閉庁日をすべての町立学校で年１５日以上実施する。

○期間
・８月１０日から８月１６日までの連続７日間
※同月の１０日から１６日までの実施が困難な場合は、同月の９日から１５日までの実施も可能とする。）
・１２月２８日から１月４日まで連続８日間
※委員会の判断で期間を延長することは可能である。
○服務上の取扱等
・年次有給休暇、夏季休暇、勤務日の振替等とする。
・学校閉庁日に出勤することも可能とする。この場合において、学校の開錠と施錠は出勤する教育職員の責任において行うので、管理職の出勤は求めない。
・学校閉庁日は、部活動休養日とする。
○保護者等への周知方法
・８月１０日から８月１６日までの閉庁日については、教育委員会からの「お知らせ」配付により周知する。
○緊急時の連絡体制
・８月１０日から８月１６日までの閉庁日については、保護者等からの緊急時の連絡は、久米南町教育委員会が対応する。
・緊急時の連絡があった場合において、必要があるときは、久米南町教育委員会から学校長へ連絡する。

③ 定時退勤日の設定

学校の会議等で月２回以上の定時退勤日を設定し、行事予定表に明記する。

④ 音声ガイダンス対応

○平日は、午後６時から翌朝午前７時４５分まで音声ガイダンスで対応する。ただし、学校の実情に合わせ、時間を設定する。
○週休日及び休日は、原則として終日音声ガイダンスで対応する。
○運動会や学習発表会等、週休日での行事がある場合は、午後４時４５分から平日午前７時４５分まで音声ガイダンスで対応する。
○長期休業期間中は、午後４時４５分から翌朝午前８時１５分まで音声ガイダンスで対応する。

⑤ メンタルヘルス対策の推進

○教育職員のメンタルヘルス対策を推進するため、町長部局と連携し、法令の定めるところにより、１年に１回ストレスチェックを実施する。
○ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された場合における健康相談体制の活用を推進する。

4　取組の検証及び改善

久米南町教育委員会及び学校は、学校現場における取組の進捗状況を的確に把握し、改善に努める必要がある。

時間外在校等時間に関する目標の検証・改善については以下の通り実施する。

○在校時間等の把握

・校長は、校務支援ツール「ミライム」の業務記録システム等により個々の教育職員の在校等時間を客観的に把握し、校外での職務や土日、祝日などの校務に従事した時間についてもできるだけ客観的な方法により把握する。

・教育委員会は、校務支援ツール「ミライム」の業務記録システムにより各学校教育職員の月ごとの在校時間を把握し、校長会等で状況を知らせる。

○取組の改善

・校長は、月ごと並びに年間の超過勤務時間が目安時間を超えている教育職員について、改善を図るよう指導する。

・教育委員会は、月ごと並びに年間の超過勤務時間が目安時間を超えている教育職員の業務改善について、勤務時間の縮減方法等、校長と協議検討を行う。

ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標に関しては、岡山県教育委員会が毎年１１月に実施予定の勤務実態調査の結果をもとに検証を行う。

ＱＲコードからの個人回答となるため、全教育職員が調査に回答するように各校に依頼する。

回答結果、『働きやすさ』や『働きがい』に課題を感じている教育職員については、校長が人事評価面談等を活用し、管理職が教育職員と業務改善に向けた意識の共有を図るとともに、教育職員自ら考え、主体的に働き方改革を進めるように促していく。

5　関連する取組、今後のフォローアップ

「働き方改革」を推進するには、子どもを中心とした学校、家庭、地域、行政が一体となり、それぞれの役割を果たすことが重要である。そのため、教育委員会としても各方面に「働き方改革」に関する理解を働きかけていく。

学校長は、学校の重点目標を明確化するとともに、全教育職員の共通理解のもと、「働き方改革」に向けた取組を関係機関と連携しながら、主体的に推進する。また、「勤務時間」を意識した働き方を進め、教育職員一人ひとりの「意識改革」に努めるとともに、時間外勤務の縮減に向け、日頃から教育職員の勤務状況や校務の推進状況を把握し、教育職員の健康管理、校務分掌の見直しによる業務処理体制の改善に努める。

○久米南町教育委員会として、取組の着実な実行を図るため、本計画に定める目標の達成状況及び取組の実施状況を把握し、毎年度町のＨＰで公表するとともに定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。

○時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、その改善策について、校長と協議し、改善法を探る。

○各学校における「働き方改革」の取組が進むよう、各方面に、様々な機会を捉え、本計画の周知に努める。

○「働き方改革」に関する各校独自の取組を尊重し支援するとともに、好事例となる取組の紹介を積極的に行う。

※参考資料１【岡山県が掲げる目標及び取組と指標一覧】

	目標・取組	指標	現況値		R10 年度目標値
1	時間外在校等時間に関する目標	月当たりの時間外在校等時間が 45 時間以内になっている教育職員の割合	中	63.4%※1	100%
			高	65.8%※1	100%
			特	94.1%※1	100%
2		１年間（年度）における、月当たりの時間外在校等時間の平均	中	39.4h※1	30h
			高	37.6h※1	30h
			特	19.2h※1	維持又は縮減
3	ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標	「現在、仕事に『働きやすさ』を感じている」と回答した教育職員の割合	72.6%※2		80%
4		「現在、仕事に『働きがい』を感じている」と回答した教育職員の割合	83.0%※2		維持
5	学校運営協議会等での学校における働き方改革についての議題化	「学校運営協議会等で、学校における働き方改革について議題として取り扱うなどして、理解と協力をお願いしている」と回答した学校の割合	45.7%※3		100%
6	最終退校時刻の設定	「最終退校時刻を設定している」と回答した学校の割合	35.7%※3		100%
7	部活動指導員による単独での部活動指導	「部活動指導員は単独で部活動指導を行っている」と回答した学校の割合	28.6%※3		80%
8	複数の顧問による交代での部活動指導	「複数の顧問により交代で部活動指導を行っている」と回答した学校の割合	37.5%※3		80%

※１　本県で導入している業務記録システムにおける県立学校の令和６年度の割合及び値。ただし、「中」は中等教育学校前期課程を含み、「高」は中等教育学校後期課程を含む。
※２　令和７年11月に実施した勤務実態調査における当該質問項目に「そう思う」又は「どちらかと言えばそう思う」と回答した者の割合。
※３　令和７年８月に実施した取組状況調査における当該質問項目に「できている」と回答した学校の割合。
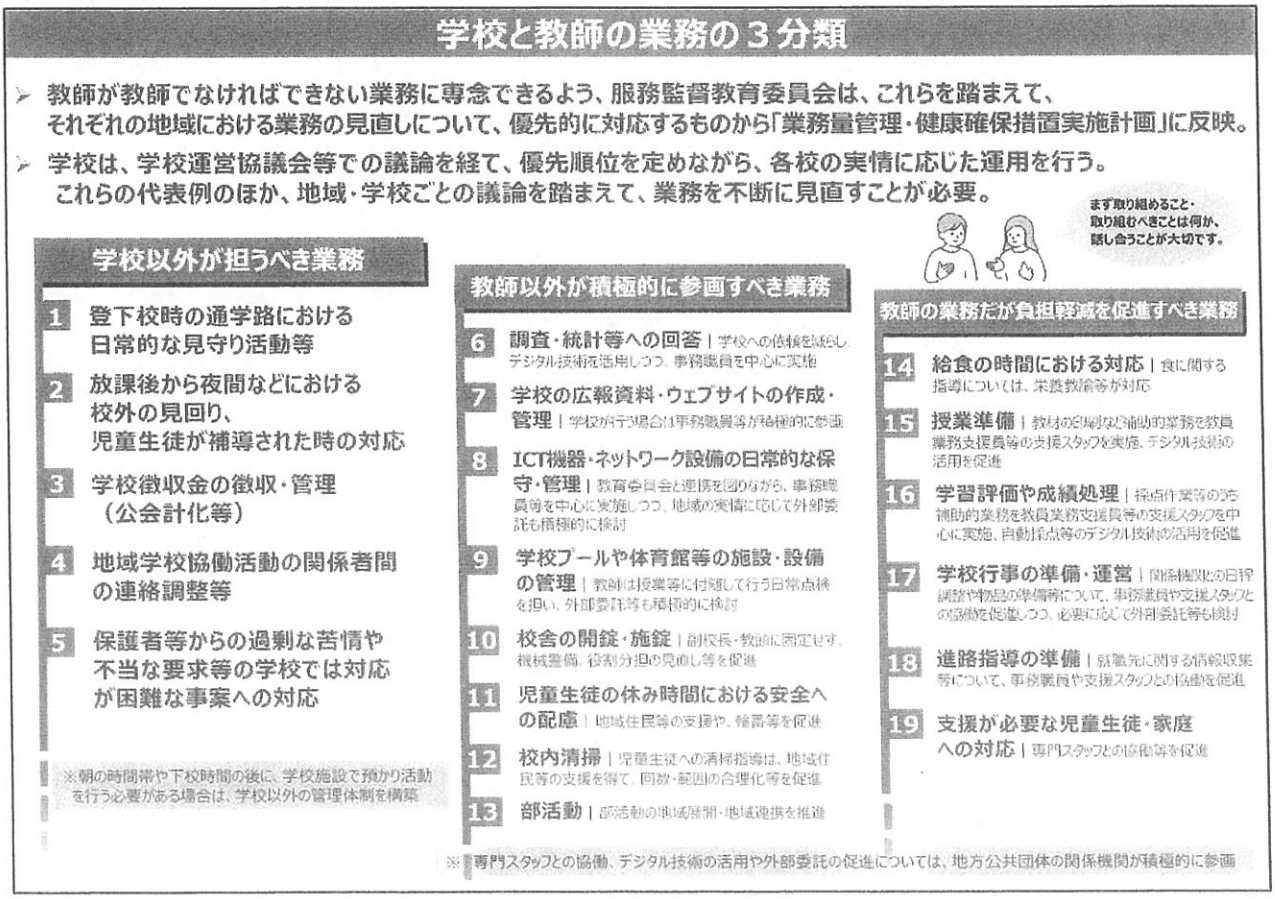
※参考資料２